

平成22年度 第3回 東京都地方独立行政法人評価委員会 高齢者医療・研究分科会
議事概要

1 日 時

平成23年2月2日 水曜日 午後3時08分から午後4時44分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎33階北側 特別会議室N3

3 出席委員

高久分科会長、鈴木委員、内藤委員、南委員（分科会長を除き、五十音順）

4 審議事項

- (1) 「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価方針及び評価方法」の改正について
- (2) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規定の改正に係る意見聴取

5 その他

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの平成22年度運営状況について（報告）

6 議事概要

(1) 開会

- 冒頭、事務局より挨拶

(2) 分科会長の選任

- 東京都地方独立行政法人評価委員会条例第5条第3項に基づき、高久委員が分科会長に選任された。

(3) 分科会長代理の指名

- 東京都地方独立行政法人評価委員会条例第5条第5項に基づき、高久分科会長より分科会長の代理として、内藤委員が指名された。

(4) 「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方」の改正について

- 事務局より、参考2について、説明を行った。

(5) 「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価方針及び評価方法」の改正について

- 事務局より、資料1から5について、説明を行った。

【質疑応答・委員意見】 ※太字ゴシックが委員意見

■ 事前評価が、次期中期目標期間に資するものであるならば、1年目、2年目のものだけでなく、3年目、4年目の状況も踏まえて評価するべきかと思うがいかがか。

(事務局回答)

⇒次期中間目標の検討に関しては、事前評価の実施年度の前年度までの実績に基づき行う

ため、1年目及び2年目の実績に基づいて評価を行うことになる。ただし、目標の作成作業・議決は、第1期の最終年度である平成24年度に行うため、3年目及び4年目の状況も踏まえて作成する。

■ **中間目標期間評価は、第1期、第2期、第3期と必ず4年毎に行うのか。**

(事務局回答)

⇒中期目標期間は、地方独立行政法人法上では、3年から5年の間で定めるとあり、各法人によって異なる。東京都健康長寿医療センターの第1期については、4年と定めたが、第2期目については、今後定める。

■ **事前評価という言葉がわかりにくい。**

(事務局回答)

⇒「事前評価」という言葉は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（東京都独立行政法人評価委員会決定）で使用しているもので、各独立行政法人において事前評価という名称で統一されている。「次期中期目標の検討に向けた評価」などの文言を添えるようにしたい。

■ **評価を行うにあたり、結果が数値化できるものはいいが、都民に提供するサービスなど数値化が難しく実地で見ないとわからないものに関して、どのような表現で報告してもらえるのか。状況によっては、近隣の医師会や医療機関の患者などの聞き取り調査の結果なども報告してもらえるといいのではないか。**

(事務局回答)

⇒委員に相談しながらよりわかりやすい報告書を作成するとともに、現地の視察なども併せて企画していきたい。

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務実績評価方針及び評価方法(案)、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター中期目標期間に係る事前評価2ヵ年業務実績報告書様式(案)、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター事前評価書様式(案)を分科会決定として承認

(6) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程の改正に係る意見聴取

- 事務局より、資料6、7について、説明を行った。

- 分科会の意見としては、社会一般の情勢に適合した改正であると思われるため、「改正は妥当である」という意見で決定された。

(7) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの平成22年度上半期事業実績報告

- 東京都健康長寿医療センターより平成22年度上半期事業実績報告及び新施設の建設について説明を行った。

(8) その他

- 事務局より、来年度の分科会の開催予定について説明を行った。